

## 学校法人沖縄キリスト教学院職員懲戒規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人沖縄キリスト教学院就業規則（以下「就業規則」という。）第82条に規定する職員の懲戒について、就業規則に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

### (懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、就業規則第84条に規定する次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 講責
- (2) 減給
- (3) 停職
- (4) 諭旨解雇
- (5) 懲戒解雇

### (懲戒の原則)

第3条 職員の懲戒は、就業規則第87条に規定する懲戒審査委員会の上申及び同規則第83条の規定に基づき、理事長が決定する。

- 2 懲戒処分は、就業規則第82条各号に掲げる事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これを実施することはできない。
- 3 懲戒処分は、同一の行為に対して重ねて実施することはできない。
- 4 懲戒処分は、懲戒事由に該当する行為が同一の場合、第2条に規定する懲戒の種類が異なってはならない。ただし、再三の懲戒処分を受けながら改心の兆しが伺えない場合は、この限りではない。

### (懲戒処分の量定)

第4条 懲戒処分の量定の決定に当っては、次に掲げる事項を総合的に考慮し、決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその関連等
- (4) 他の職員、学生及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度又は非違行為後の対応

### (懲戒の手続き等)

第5条 懲戒の審査は、就業規則第87条に規定する懲戒審査委員会が行い、別紙様式第1号に基づき理事長に上申するものとする。

- 2 理事長は、懲戒審査委員会の上申を受け懲戒処分を決定し、懲戒処分の対象となる職員に対し、別紙様式第2号による懲戒処分書及び別紙様式第3号による懲戒処分説明書を交付するものとする。

(懲戒処分の効力)

第6条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び懲戒処分説明書を職員に交付したときに発生するものとする。

(審査及び陳述の機会)

第7条 懲戒審査委員会は、第5条第1項の審査を行うに当っては、その者に対して別紙様式第4号による審査説明書を交付しなければならない。

2 懲戒審査委員会は、審査を受ける者が前項の審査説明書を受理した日より14日以内に、書面で陳述する機会を与えなければならない。

(訓告等の手続き)

第8条 理事長が就業規則第85条の2の規定に基づき訓告等を行う場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) 訓告は、職員に文書を交付することによって行う。

(2) 厳重注意は、職員に文書を交付することによって、又は口頭によって行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒に関し必要な事項は理事長が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、2009年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、2011年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2012年5月23日から施行する。

別紙様式第1号

年 月 日

学校法人沖縄キリスト教学院  
理事長 殿

懲戒審査委員会  
委員長

上 申 書

本日、 時より の懲戒処分について慎重に審議した結果、下記の処分案を上申いたします。

記

上申の内容：

以上、懲戒審査委員会委員長及び委員の署名及び押印の上、上申いたします。

印

印

印

印

印

懲 戒 処 分 書

氏名		生年月日	
所属職階		採用年月日	
処分内容			
交付日	年 月 日	発令日	年 月 日
学校法人沖縄キリスト教学院理事長 氏名 印			

年 月 日

懲 戒 処 分 説 明 書

被処分者氏名	
生年月日	
所属・職階	
処分の内容	
処分の発令日	年 月 日
処分効力発生日	年 月 日
根拠法令等	
処分の理由	

### 審査説明書

氏名		所属	
職階		職務の級	
処分の種類及び程度	根拠法令		
審査の内容			
<p>懲戒審査委員会は、学校法人沖縄キリスト教学院懲戒規程第7条第1項の規定により審査することを決定したので、この審査説明書を交付する。</p>			
懲戒審査委員会			
(決定)	年 月 日	(交付日)	年 月 日
(教示) 学校法人沖縄キリスト教学院懲戒規程第7条第2項の規定により、この審査説明書を受領した後14日以内に懲戒審査委員会に対して、別紙様式第5号による書面で、陳述する機会が与えられます。			

別紙様式第5号

年 月 日

陳述書

懲戒審査委員会

陳述者氏名

印

私 は、 年 月 日付 審査説明書の内容について、以下のとおり陳述いたします。